

○総務省訓令第50号

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月30日

総務大臣 藤井比早之

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [同左]
第2章 一般信書便事業	第2章 [同左]
第1節～第5節 [略]	第1節～第5節 [同左]
第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人 の解散の認可（第9条・第10条）	第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人 の解散の認可（第9条・第10条）
<u>第6節の2 定形信書便物の料金の上限の額の 認可（第10条の2・第10条の 3）</u>	[新設]
第7節～第11節 [略]	第7節～第11節 [同左]
第3章 [略]	第3章 [同左]
附則	附則
第2章 一般信書便事業	第2章 一般信書便事業
<u>第6節の2 定形信書便物の料金の上限の額の 認可</u>	[新設]
<u>（趣旨）</u>	
<u>第10条の2 法第16条第3項の規定による定形 信書便物の料金の上限の額の認可又は変更の認可 は、この節の定めるところに従って行う。</u>	
<u>（審査基準）</u>	
<u>第10条の3 認可は、次の各号のいずれにも適合し ていると認められる場合に行う。</u>	
<u>（1）申請に係る定形信書便物の料金の上限の額が 一般信書便事業の能率的な経営の下における適 正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信 書便物の料金の水準を超えないものであること。</u>	
<u>（2）申請に係る定形信書便物の料金の上限の額</u>	

<p><u>が郵便法第 6 7 条第 3 項の規定による認可に係 る審査基準(令和 8 年総務省訓令第 4 9 号)別紙 で定める方法に準じて算定されたものであるこ と。</u></p>	
---	--

附 則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 2 号）の施行の日（令和 8 年 1 2 月 1 日）から施行する。